

風水害時の避難場所運営マニュアル

令和 2 年 6 月

入間市

目次

1 はじめに

- (1) マニュアルの目的..... 1
- (2) 避難場所の運営形態..... 1
- (3) 避難場所の運営体制..... 3
- (4) 避難場所（避難所）一覧..... 4
- (5) 避難情報と発令区域..... 6

2 避難場所の開設

- (1) 開設の決定..... 8
- (2) 参集..... 9
- (3) 施設の開錠..... 9
- (4) 受入準備..... 9
- (5) 避難場所開設の広報..... 11
- (6) 受入開始（受入手順）..... 12

3 避難場所の運営

- (1) 入退所管理..... 13
- (2) 定時報告..... 13
- (3) 避難者に対する原則的な対応..... 14

4 避難場所の閉鎖

- (1) 閉鎖の決定..... 14
- (2) 避難場所閉鎖の広報..... 14
- (3) 閉鎖の実施..... 14

5 自主避難者の受入

- (1) 受入の決定.....15
- (2) 受入準備・開始.....16
- (3) 入退所管理・報告.....16
- (4) 避難者に対する原則的な対応.....16

6 様式

- (1) 避難場所状況報告書（開設・閉鎖状況・定時報告）【様式 1】18
- (2) 避難者受付簿【様式 2】19
- (3) 避難者人数一覧【様式 3-1】【様式 3-2】20-21

7 資料

- (1) 施設利用計画（各避難場所ごとのものを別添）
 - ①施設利用範囲一覧
 - ②開錠方法一覧
 - ③資機材一覧
 - ④施設全体配置図
 - ⑤建物内配置図
- (2) 備蓄品台帳（各避難場所ごとのものを別添）
- (3) 避難所（避難場所）開設・運営用品一覧（各避難場所ごとのものを別添）

1 はじめに

(1) マニュアルの目的

本マニュアルは、台風などの風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速な避難者の受け入れを行うため、避難場所の運営に関わる者の役割分担や実施すべき事項を明確にすることを目的とする。

(2) 避難場所の運営形態

①避難場所と避難所

・避難場所（指定緊急避難場所）

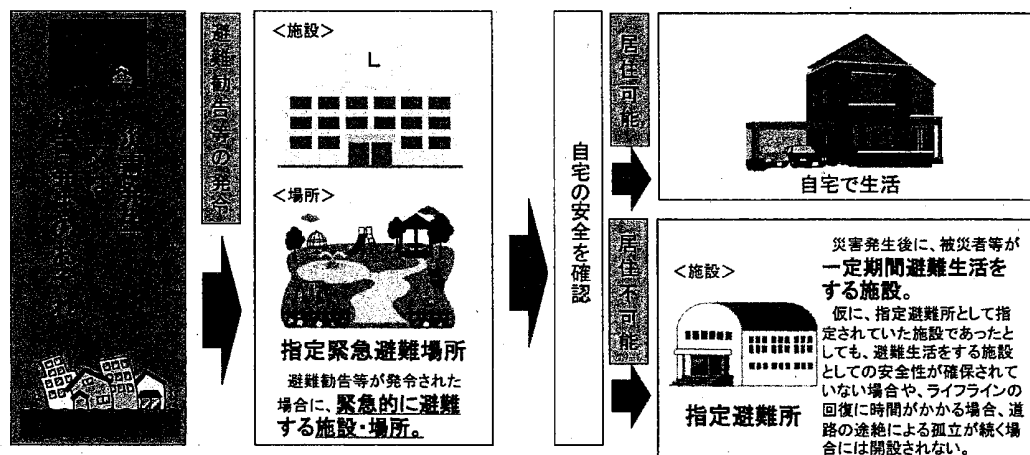
災害が発生、または発生するおそれがある場合、その危険から逃れるため一時的に避難し身の安全を確保する場所である。災害の種類ごとにそれぞれ、安全を確保できる場所が指定されている。市が災害の規模、状況によって地域を特定し避難情報を発令したときに開設するので、すべての避難場所が開設されるとは限らない。

※避難情報とは、災害が発生する恐れのある場合に、対象となる区域を指定し、市民に対して市が発令するもの。「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示」の順で危険性の切迫度が高くなる。

・避難所（指定避難所）

災害により住宅に危険が予想される場合や住宅が損壊した場合など、生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地として滞在する場所。

【避難場所と避難所のイメージ】



②自主避難者の受入

台風の接近などで、洪水や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき、市が避難情報を発令する前の段階で、自主的に避難を希望する人を対象に、受け入れを行う運用形態のこと。法で定められているものではない。

③福祉避難所

一般の指定避難所での対応が困難な、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させるために開設する避難所である。

したがって、一般の指定避難所で生活可能な避難者は対象としない。必要に応じて開設する二次避難所であるため、災害発生当初から開設することは原則としてない。状況によっては、避難場所的な一時滞在の場としての運用も想定される。

【要配慮者への対応の判断基準例】

区分	判断基準		避難・搬送先例
	概要	事例	
治療が必要	・治療が必要 ・発熱、下痢、嘔吐	・酸素 ・吸引 ・透析	病院
日常的に介護が必要	・食事、排泄、移動が一人でできない	・胃ろう ・寝たきり	福祉避難所
日常的に一部介助や見守りが必要	・食事、排泄、移動の一部に介助が必要 ・産前・産後・授乳中 ・医療処置を行えない ・3歳以下とその親 ・精神疾患がある	・半身麻痺 ・下肢切断 ・発達障害 ・知的障害 ・視覚障害 ・骨粗しょう症	個室（体育館以外の教室等）
自立	・歩行可能、健康、介助がいない、家族の介助がある	・高齢者 ・妊婦	大部屋

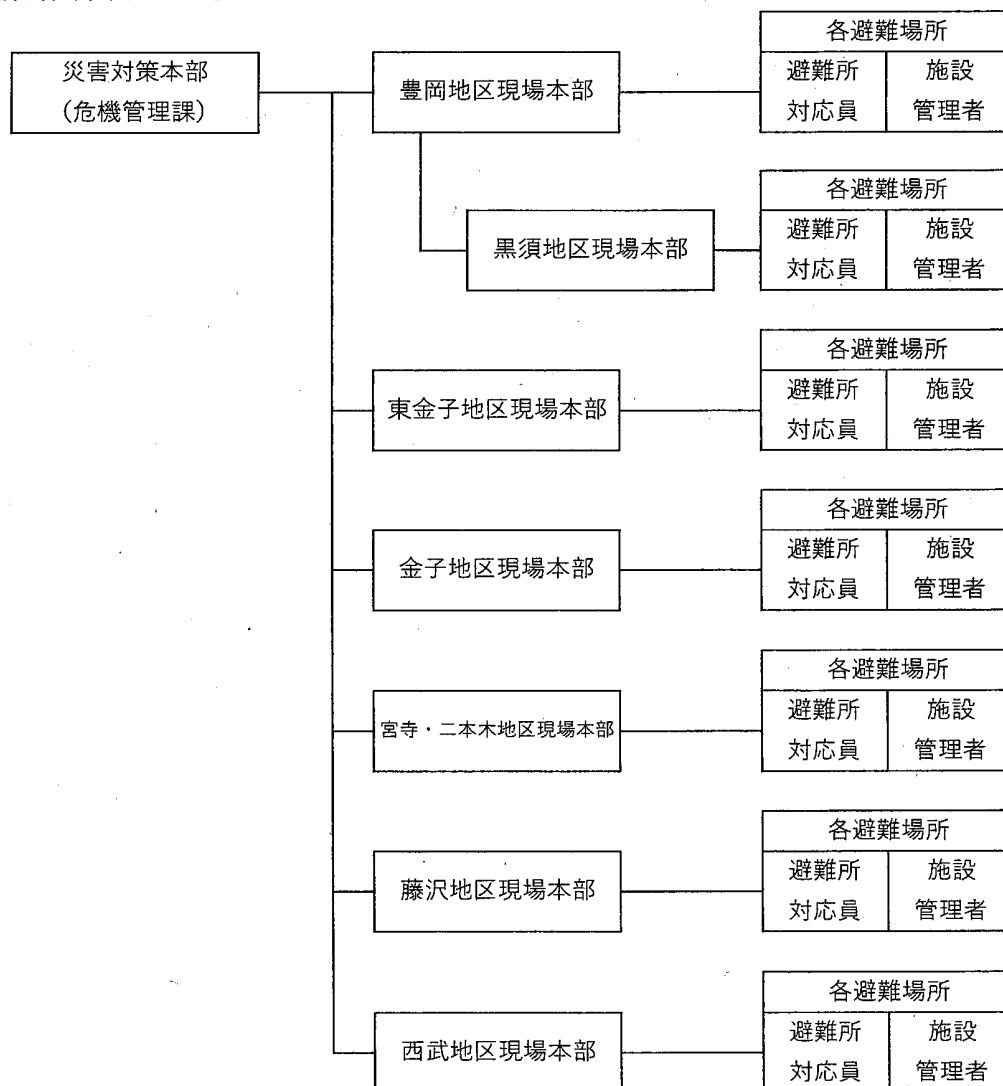
※福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年4月内閣府（防災担当））

※自立しているものであっても、安静・休息を要するなど、大部屋での対応が困難な場合は個室での対応を検討する。

(3) 避難場所の運営体制

避難場所運営に関わるもの	役割
災害対策本部（危機管理課）	・避難場所の開設及び閉鎖の決定を行う ・避難場所の開設及び閉鎖の広報を行う
各地区現場本部	・地区内の避難場所を総括する ・避難所対応員の調整
避難所対応員	・現場本部の指揮下で避難場所の開設・運営に携わる。 ・避難場所のシフト作成
施設管理者	・避難場所の利用範囲の判断 ・避難場所の開錠・施錠 ・避難場所の資機材等の使用許可 ・避難場所運営の支援・協力

【運営体制イメージ】



(4) 避難場所（避難所）一覧

地区	番号	施設名	所在地	電話番号	避難場所					避難所	備考
					火災	地震	土砂災害	洪水	開設		
豊岡	1	豊岡小学校	向陽台 1-1-14	04-2964-5286	●	●	●	●	②	●	
	2	豊岡高等学校	豊岡 1-15-1	04-2962-5216	●	●	●	●	③	●	
	3	入間向陽高等学校	向陽台 1-1-1	04-2964-3805	●	●	●	●		●	
	4	豊岡中学校	向陽台 2-1-20	04-2962-5274	●	●	●	●	③	●	
	5	東町公民館	東町 3-1-35	04-2963-7503	×	●	●	▲		●	周辺被災状況を踏まえて使用
	6	富士見公園	東町 1-16	-	●	-	-	-		→	避難所なし
	7	東町小学校	向陽台 2-1009-3	04-2964-2220	●	●	●	●		●	
	8	東町中学校	向陽台 2-1-22	04-2965-2631	●	●	●	●		●	
	9	高倉公民館	高倉 4-6-20	04-2964-4626	×	●	●	●	①	●	
	10	高倉小学校	高倉 4-14-7	04-2964-5288	●	●	●	●	②	●	
	11	市民会館・中央公民館	豊岡 3-10-10	04-2965-7667 04-2964-2413	×	×	●	●		●	
	12	扇町屋公民館	扇町屋 1-9-34	04-2962-4495	×	●	●	●	①	●	
	13	扇小学校	久保稲荷 4-1195-2	04-2962-9005	●	●	●	●	③	●	
	14	向原中学校	久保稲荷 3-34-1	04-2963-2131	●	●	●	●	③	●	
	15	久保稲荷公民館	久保稲荷 3-9-3	04-2965-8448	×	●	●	●	③	●	
	16	黒須公民館	黒須 2-3-13	04-2962-7511	×	●	●	▲	①	●	周辺被災状況を踏まえて使用
	17	黒須小学校	春日町 2-14-60	04-2964-4451	●	●	●	×		●	
	18	黒須中学校	鍵山 3-13-17	04-2963-7501	●	●	●	×		●	
	19	武道館	鍵山 3-10-20	04-2965-2545	×	●	●	×	③	●	
	20	黒須地区体育館	鍵山 3-10-20	04-2965-8428	×	●	●	×		●	
	21	彩の森入間公園	向陽台 2 丁目	04-2960-1664	●	-	-	-		-	避難所なし
	22	産業文化センター	向陽台 1-1-7	04-2964-8377	×	●	●	●	③	●	
	23	市民体育館	豊岡 4-2-1	04-2963-9784	×	×	●	●	②	●	
	24	入間市運動公園	豊岡 4-2-1	-	●	-	-	-		-	避難所なし 市民体育館併設
	25	中央公園	扇町屋 1250-1	04-2934-5724	●	-	-	-		-	避難所なし
東金子	26	東金子公民館	小谷田 77-3	04-2962-7711	×	●	●	●	①	●	
	27	東金子小学校	小谷田 1524	04-2962-3742	●	●	●	●	②	●	
	28	新久小学校	新久 500	04-2962-0114	●	●	●	●	②	●	
	29	東金子中学校	小谷田 451-1	04-2962-7118	●	●	●	●	②	●	
	30	東金子地区体育館	小谷田 371	04-2962-5597	×	●	●	●	③	●	
	31	青少年活動センター	小谷田 1681-1	04-2962-1005	●	●	●	●		●	状況に応じて福祉避難所とする
	32	入間わかさ高等特別支援学校	小谷田 745-1	04-2941-5771	●	-	-	●		-	※避難場所は体育館、D棟1・2階、避難所なし

(注) 「●」は指定、「▲」は条件付指定、「×」は指定外、「-」は対象外を意味する。

(注) 開設の「①」「②」「③」は風水害時の開設パターンを意味する。「空白」は風水害時原則開設なし。

地区	番号	施設名	所在地	電話番号	避難場所					避難所	施設名
					火災	地震	土砂災害	洪水	開設		
金子	33	金子公民館	寺竹 535-1	04-2936-1171	×	●	●	×	①	●	洪水時緊急避難場所の×表記については、県の水害リスク情報図作成に併せ見直し予定。
	34	金子小学校	西三ツ木 150	04-2936-0211	●	●	●	×		●	
	35	金子中学校	西三ツ木 187	04-2936-0131	●	●	●	×		●	
	36	農村環境改善センター	下谷ヶ貫 915-3	04-2936-0900	×	●	×	●		●	
	37	埼玉県茶業研究所	上谷ヶ貫 244-2	04-2936-1351	●	×	●	●	②	●	※耐震改修工事後に指定
宮寺・二本木	38	宮寺公民館	宮寺 2405-1	04-2934-4466	×	●	●	▲	①	●	周辺被災状況を踏まえて使用
	39	宮寺小学校	宮寺 594-1	04-2934-2014	×	●	●	▲	③	●	周辺被災状況を踏まえて使用
	40	宮寺地区体育館	宮寺 567	04-2934-1565	×	●	●	▲		●	周辺被災状況を踏まえて使用
	41	武蔵中学校	宮寺 3193	04-2934-2234	●	●	●	●	③	●	
	42	老人福祉センターやまゆり荘	宮寺 2655-1	04-2934-5315	×	●	●	●		●	状況に応じて福祉避難所とする
	43	勤労福祉センター	宮寺 4102-17	04-2934-5340	×	●	●	●		●	状況に応じて福祉避難所とする
	44	二本木公民館	二本木 256-1	04-2934-2672	×	●	●	●	①	●	
藤沢	45	狭山小学校	二本木 65	04-2934-2077	●	●	●	●	②	●	
	46	藤沢公民館	下藤沢 846-1	04-2962-6475	×	●	●	●	①	●	
	47	藤沢小学校	上藤沢 384	04-2962-5252	●	●	●	●	②	●	
	48	藤沢南小学校	上藤沢 52	04-2962-1921	●	●	●	●	②	●	
	49	上藤沢中学校	上藤沢 146-2	04-2963-2677	●	●	●	×		●	
	50	藤沢東小学校	東藤沢 7-9-1	04-2962-8201	●	●	●	●	②	●	
	51	東藤沢公民館	東藤沢 3-19-19	04-2962-6922	×	●	●	●	①	●	
	52	藤沢中学校	下藤沢 1263-1	04-2962-7214	●	●	●	●	③	●	
	53	藤沢北小学校	東町 7-1-19	04-2963-1601	●	●	●	●	②	●	
	54	藤の台公民館	上藤沢 406-31	04-2964-7353	×	●	●	●	①	●	
西武	55	藤沢地区体育館	下藤沢 988-1	04-2964-4242	●	●	●	×		●	
	56	藤沢中央公園	下藤沢 773-1	-	●	-	-	-		-	大雨時の遊水機能4,000㎡を除く。避難所なし
	57	西武公民館	野田 496	04-2932-0033	×	●	●	×	③	●	
	58	仏子小学校	仏子 165	04-2932-1201	●	●	●	×	③	●	
	59	西武中学校	仏子 960-1	04-2932-2101	●	●	●	●	①	●	
	60	西武小学校	野田 512	04-2932-0454	●	●	●	×	③	●	
	61	新光中央公園	新光 303-2	-	●	-	-	-		-	避難所なし
	62	野田中学校	野田 1741	04-2932-7301	●	●	●	●	①	●	
	63	西武地区体育館	野田 1134-57	04-2932-2004	●	●	●	●	②	●	
	64	西武市民運動場	野田字丸山地内	-	●	-	-	-		-	避難所なし

(注) 「●」は指定、「▲」は条件付指定、「×」は指定外、「-」は対象外を意味する。

(注) 開設の「①」「②」「③」は風水害時の開設パターンを意味する。「空白」は風水害時原則開設なし。

(5) 避難情報と発令区域

①警戒レベルと避難情報

「警戒レベル」とは、災害時に市民がとるべき行動（避難行動等）と、その行動を促す防災情報（気象情報・避難情報）を結びつけるものである。

避難情報の発令は、災害発生危険度に応じて「警戒レベル」を用いて行う。

警戒レベル	発表・発令	気象情報・避難情報		避難行動等
レベル1	気象庁が発表	気象情報	「早期注意情報」	災害への心構えを高める。
レベル2			「洪水注意報」、 「大雨注意報」など	ハザードマップ等により自らの避難行動を再確認する。
レベル3	市が発令	避難情報	「避難準備・高齢者等避難開始」	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は避難場所等への立退き避難をする。また、その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難をする。
レベル4			「避難勧告」、 「避難指示(緊急)」	・全員が避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・立退き避難が、かえって危険と思われる場合は、建物内のより安全な場所（2階など）へ移動するなどの避難行動をとる。
レベル5			「災害発生情報」	既に災害が発生している状況であるため、命を守るための最善の行動をとる。

※避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合に発令する。

※災害発生情報は、災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令する。

②避難情報の発令区域

- ・原則として、以下の○印の区域区分で発令する。
- ・流域雨量指数、土壌雨量指数等の状況に応じ、△印の区域区分での発令も可能とする。
- ・そのほかの区域区分（無印）は、特定場所での災害発生のおそれ等、特定区域への発令が必要な場合以外は原則使用しない。（局所災害発生の場合は、この区分にかかわらず特定の区域・場所を新たに設定して発令することも可能とする。）

発令区域区分
○入間川流域（黒須地区・西武地区）
入間川流域（黒須地区）
入間川流域（西武地区）
藤田堀川流域
○霞川流域（黒須・豊岡・東金子・金子地区）
△霞川流域（黒須地区・豊岡地区）
霞川流域（黒須・河原町）
霞川流域（豊岡・扇町屋・高倉）
△霞川流域（東金子地区・金子地区）
霞川流域（東金子地区）
霞川流域（金子地区）
○不老川・林川流域（藤沢地区・宮寺二本木地区）
不老川・林川流域（藤沢地区）
不老川・林川流域（宮寺・二本木地区）
○土砂災害警戒区域（市内全域）
△土砂災害警戒区域（加治丘陵周辺）
土砂災害警戒区域（豊岡地区）
土砂災害警戒区域（東金子地区）
土砂災害警戒区域（金子地区）
土砂災害警戒区域（西武地区）
土砂災害警戒区域（宮寺地区）
市内全域 ※市内全域には発令しない

【発令区域表示の例】

- ・入間川流域（西武地区、黒須地区）の川沿い、低い土地の住民
- ・霞川流域（黒須地区、豊岡地区、東金子地区、金子地区）の川沿い、低い土地の住民
- ・不老川・林川流域（藤沢地区、宮寺・二本木地区）の川沿い、低い土地の住民
- ・土砂災害警戒区域（市内全域）

2 避難場所の開設

(1) 開設の決定

土砂災害や浸水害を受けるおそれがある区域に対し避難情報を発令する際には、当該区域住民の避難に必要な避難場所を指定して開設する。風水害の状況、避難者数の実態によっては、開設パターンに従い避難場所の追加開設を行う。

・避難場所開設パターンと開設基準

開設パターン	開設基準	開設場所等
⑩ 10 施設	台風接近時など、今後災害の発生する恐れがあり、自主避難者が見込まれる場合 (避難情報発令前) ※避難場所の開設はしないが、自主避難者の受入を行う	※災害発生の恐れがある区域を特定し、その区域内の以下の施設 豊岡 高倉公民館、扇町屋公民館、黒須公民館 東金子 東金子公民館 金子 金子公民館 詩・二林 宮寺公民館、二本木公民館 藤沢 藤沢公民館、東藤沢公民館、藤の台公民館 西武 ー
⑪ 12 施設	避難情報を発令した場合 通常の場合	※避難情報の対象となる区域内の以下の施設 豊岡 高倉公民館、扇町屋公民館、黒須公民館 東金子 東金子公民館 金子 金子公民館 詩・二林 宮寺公民館、二本木公民館 藤沢 藤沢公民館、東藤沢公民館、藤の台公民館 西武 西武中学校、野田中学校
⑫ 13 施設	想定被害規模が大きく、多人数の避難が見込まれる場合 (追加開設)	※上記にさらに以下の施設を追加する。 豊岡 豊岡小学校、高倉小学校、市民体育館 東金子 東金子小学校、新久小学校、東金子中学校 金子 埼玉県茶業研究所 詩・二林 狭山小学校 藤沢 藤沢小学校、藤沢南小学校、藤沢北小学校、藤沢東小学校 西武 西武地区体育館
⑬ 14 施設	これらにさらに追加が必要な場合 (追加開設)	※上記にさらに以下の施設を追加する。 豊岡 扇小学校、豊岡高等学校、豊岡中学校、向原中学校、久保稲荷公民館、産業文化センター ※土砂災害の場合のみ 武道館 東金子 東金子地区体育館 金子 ー 詩・二林 宮寺小学校、武蔵中学校 藤沢 藤沢中学校 西武 ※土砂災害の場合のみ 西武公民館、仏子小学校、西武小学校

上記 ⑩→⑪→⑫の順に開設

(2) 参集

- ・開設パターン①、②の施設に対して、避難所対応員のシフト表を作成しておく。
- ・参集の指示は開設予定時刻の概ね2時間前を目安とし職員メールで行う。
- ・その後のシフトに基づく交代については、担当職員同士で行う。
- ・参集に関する問い合わせの対応は各地区現場本部にて行う。

(3) 施設の開錠

- ・学校を開設する場合は施設管理者と開錠方法の調整を行う。
- ・開設予定時刻に間に合うように施設管理者が開錠する。施設管理者が参集できないなどの事情がある場合は、予め申し合わせた方法により避難所対応員等が開錠する。

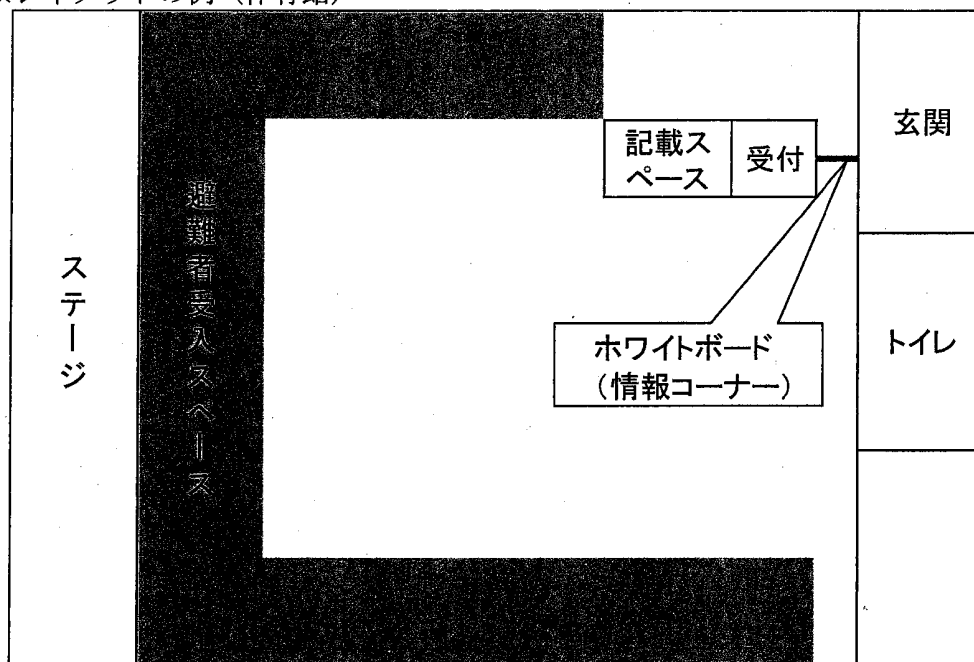
(4) 受入準備

①避難スペースのレイアウトを行う

名称	役割	割当先	備考
受付	避難者の入退所管理を行う	玄関付近	避難者の出入りを確実に把握できる場所
記載スペース	避難者が避難者名簿を記入する	受付に隣接させる	机などがあるとよい
避難者受入スペース	避難者の滞在場所	大ホール等収容能力の大きい部屋	
要配慮者受入スペース	要配慮者の滞在場所	和室、教室など	P2の判断基準をもとに適宜判断する 判断が困難な場合は現場本部・災害対策本部に指示を求める
情報コーナー	避難者への情報提供		連絡事項などの張り紙やテレビ、ラジオなどを設置
ペット受入スペース	ペット同伴避難者のペットを受け入れる場所	玄関等ある程度の雨風をしのげる場所	避難者受入スペースへの持ち込みは原則禁止とする

※施設内は衛生面への配慮から原則として土足禁止とする。

※レイアウトの例（体育館）



②事務用品等の配置

設置場所	名称	数量	備考
玄関	レジ袋	適宜	靴を入れる袋
	スリッパ	適宜	※原則避難者が持参するものとする
受付	本マニュアル	1部	
	筆記用具	2～3本	
記載スペース	様式類	避難者数に応じた数	
	筆記用具	避難者数に応じた数	
避難者受入スペース	注意事項の張り紙	スペースにより適宜	
要配慮者受入スペース	注意事項の張り紙	スペースにより適宜	
情報コーナー	ホワイトボード	1台	連絡事項等を掲示
	ラジオ	1台	
	テレビ	1台	※設置可能な場合に限る

③看板（張り紙）の設置

内容	設置場所	備考
避難場所開設情報	校門等敷地入口付近	「施設名 避難場所 開設中（閉鎖）」
土足禁止	玄関	

④現場本部等への報告

- ・避難所対応員が避難場所の開設準備が整ったこと（避難場所名・開設準備完了日時）を電話にて各地区現場本部に報告する。FAXが使用可能な場合は【様式1】を用いてもよい。
- ・各地区現場本部は災害対策本部に開設状況【様式1】をFAXで報告する。

No	連絡先	電話番号	FAX
1	災害対策本部（501会議室）	04-2964-1111	04-2964-1123
2	危機管理課	04-2964-1111	04-2964-7818
3	豊岡現場本部（自治文化課）	04-2964-1111	04-2964-1123
4	黒須現場本部（黒須公民館）	04-2962-7511	04-2965-5495
5	東金子現場本部（東金子支所）	04-2964-0111	04-2964-0112
6	金子現場本部（金子支所）	04-2936-0111	04-2936-2702
7	宮寺現場本部（宮寺支所）	04-2934-2002	04-2934-6468
8	藤沢現場本部（藤沢支所）	04-2964-1278	04-2964-1280
9	西武現場本部（西武支所）	04-2932-1171	04-2932-1172

(5) 避難場所開設の広報

①住民への広報

- ・災害対策本部は、受入準備が整った段階で、以下の手段を用いて広報する。
 - 1) 緊急速報（エリア）メール ※避難情報の発令に併せた場合のみ
 - 2) Lアラート
 - 3) 茶の都メール・Twitter・facebook
 - 4) Yahoo!防災速報
 - 5) 公式ホームページ
 - 6) 防災行政用無線・テレホンガイド ※避難情報の発令に併せた場合のみ
 - 7) 広報車
 - 8) 地区防災員から自主防災会長への一斉連絡

・留意事項

- ・自主避難者の受入の場合は、3) 5) のみ
- ・放送等内容に関する問い合わせが予想されるため、電話対応等を行っている職員（コールセンター）にも放送原稿を提供する。
- ・6) 7) 8) は必要に応じて行う

②関係機関への広報

・警察本部

狭山警察署警備課に開設した時刻と避難場所の名称を伝達する。

(6) 受入開始（受入手順）

①「避難場所利用上の注意」について説明

避難場所の利用を希望する者に対し、次の利用上の注意を説明する。必要に応じ、受付で同内容を掲示することで対応することも可能とする。

避難場所利用上の注意

- ・避難場所退所後の帰宅途中及び外出時の安全確保については、避難者の責任において行うこと
- ・家族や知人に居場所を知らせておくこと
- ・避難場所は一時的な滞在であることから、食料品・日用品等の提供は行わないため、あらかじめ各自で 1 日分の食料・飲料水、毛布、懐中電灯、携帯ラジオ、着替え等の最低限の必要品を準備すること
- ・避難場所内は禁煙とし、酒類の持ち込みは禁止すること
- ・避難者は、入所・退所・外出時には、所定の様式に必要事項を記載し、受付に提出すること
- ・指定した部屋とトイレ以外の使用は禁止であること
- ・備え付けの物品等に手を触れないこと
- ・発生したゴミ等は各自で持ち帰ること
- ・退所時に避難者が相互協力の上、使用した部屋等を必ず清掃すること
- ・災害情報の収集については、各自の携帯ラジオ、携帯電話等で収集すること
- ・ペットは、原則、ゲージ等に入れ専用スペースに置くものとし、避難者受入スペースに持ち込まないこと
- ・施設管理者及び避難所対応員の指示に従うこと

②避難者受付簿・名簿の記入

「避難場所利用上の注意」に同意した者に対して、避難者受付簿【様式 2】を記入してもらう。なお、記入は避難者のグループの代表者のみとする。

③受入スペースへの誘導

避難者受付簿等から避難者の特性を勘案（P 2 の判断基準を参照）し、また必要に応じて、一般向けの避難者受入スペースか要配慮者受入スペースに誘導すること。判断が困難な場合は現場本部・災害対策本部に指示を求めること。

3 避難場所の運営

(1) 入退所管理

避難場所の担当者は、受付に待機し、入退所管理を行い、収容人数の把握を行う。

また、退所を希望する者には、【様式 2】に退所日時を記入してもらい、所在不明となる者が発生しないよう注意する。

(2) 定時報告

避難所対応員は、電話にて正時毎に次の事項を各地区現場本部に報告すること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 避難場所の名称（施設名）・ 現在収容人数、世帯数・ 混雑具合（指標：新たな受入不可・混雑・余裕あり・空き）・ 体調不良者の有無・ 必要な資機材・ その他支援を必要とする事項 |
|---|

各地区現場本部は、聞き取った報告事項を【様式 1】に記入し、地区内の避難場所の状況を【様式 3-1・2】に記入し、【様式 1】と併せて災害対策本部へ F A X で報告する。

災害対策本部は全避難場所の状況を【様式 3-1・2】に取りまとめ、各地区現場本部からの送付された【様式 1】と併せて、教育委員会及び電話対応等を行っている職員（コールセンター）と情報共有を行う。

(3) 避難者に対する原則的な対応

避難場所は一時的な滞在であることから、原則として食料・水の提供は行わない。パーテーションについても同様とする。なお、毛布・ロールマットは施設の状況によって使用して構わないが、数に限りがあることから、避難者全員に配布するのではなく、必要最小限にとどめること。

また、親類や友人の家等への移送の要望があっても、自力での移動を原則とする。

なお、判断が難しい場合は、災害対策本部に連絡し指示を仰ぐこと。

4 避難場所の閉鎖

(1) 閉鎖の決定

災害対策本部は、避難場所の開設理由となった危険が去った段階で、避難場所の閉鎖を決定する。閉鎖の判断は次の事項を参考として、総合的に判断して行うこととし、閉鎖を決定した場合は、速やかに各避難場所に連絡する。なお、実際の閉鎖作業は、広報活動が完了した段階で開始するので留意すること。

- ・発表されていた警報等が解除された場合
- ・台風が通過し、暴風圏内から脱したとみられる場合
- ・その他避難場所の必要性が認められない場合

(2) 避難場所閉鎖の広報

※避難場所開設の広報を参照

(3) 閉鎖の実施

災害対策本部から避難場所の閉鎖作業の開始指示を受けた場合、次の手順で速やかに避難場所を閉鎖する。

①避難者への周知

収容している避難者に対し、避難場所の閉鎖を伝達し、退所準備を始めるよう周知する。

②施設の原状回復

掲示物を撤去し、移動させた備品等をもとの位置に戻す。

③施設の清掃

避難者にも協力を依頼し、使用した部屋等の清掃を行う。

④準備した資機材の確認

準備した資機材がすべてそろっているかどうか確認する。

⑤避難者の退所

全ての避難者の退所を見届けることにより確認すること。

なお、避難場所の閉鎖に伴う退所に際しては、避難者受付簿への記入は求めず、避難場所の閉鎖時刻をもって退所の申し出があったものとみなす。

⑥施設の施錠

施設管理者は必要に応じ、施設を施錠する。

⑦災害対策本部への報告

避難所対応員は、閉鎖が完了したら速やかに各地区現場本部へ報告し、各地区現場本部は各避難場所の閉鎖時刻を【様式1】に記載し災害対策本部に報告する。

また、避難者受付簿については、避難所対応員が各地区現場本部へ提出し、各地区現場本部は地区で開設した避難場所分を全て回収後、災害対策本部へ提出する。

5 自主避難者の受入

(1) 受入の決定

台風接近時など、今後災害が発生する恐れがあり、自主避難者が見込まれる場合（避難情報発令前）に、災害発生のおそれがある区域を特定し、事前調整会議又は情報連絡会議で受入施設（公民館を原則とする）を決定する。なお、受入施設の職員がいない時間

帯（休館日及び時間外等）の対応が予想される場合は、予め避難所対応員のシフト表を作成しておく。

(2) 受入準備・開始

受入施設は通常業務などに支障の無い範囲で受入可能な収容場所を決めておく。避難者受付簿を記入してもらうので、記載スペースなども適宜対応する。

市民・関係機関への広報については2-（5）に準じて行う。

(3) 入退所管理・報告

自主避難者が避難してきた場合は、2-（6）、3に準じた対応を行う。なお、避難所対応員を参集させる場合の連絡は以下のとおりとする。

①平日・職員勤務時

避難者が来所した施設から危機管理課に報告するとともに、予め作成したシフト表に基づく避難所対応員に連絡する。

②日曜・平日夜間（シルバー人材センターの管理人対応）

避難者が来所した施設から自館館長と危機管理課に報告する。予め作成したシフト表に基づき、館長は自館職員、危機管理課はそれ以外の避難所対応員に連絡する。

※閉館時間の時点で自主避難者がいない場合は、それ以降の受入はしません。

(4) 避難者に対する原則的な対応

3-（3）に準じた対応を行う。

気象情報等

- 台風情報
- 台風に関する埼玉県気象情報
- 台風に関する気象庁記者会見等
- その他避難場所開設が見込まれる情報

災害対策本部
(危機管理課)

各地区現場本部
(現場本部員)

避難所対応員

避難場所
(施設管理者)

施設管理者による開設不可の場合の報告

避難場所開設の検討及び判断
必要に応じて開設可否の確認

避難場所開設体制(シフト表作成等)の指示

現場本部員及び避難所対応員のシフト表を確認

現場本部員のシフト表作成し、所管する避難場所のシフト表と併せて災害対策本部に提出

各避難場所のサブリーダーは担当する避難場所のシフト表を作成し、現場本部に提出

施設管理者の参集等の準備

避難場所開設の決定
連絡(職員メール)

現場本部に参集し報告様式等の準備

施設に参集し避難場所開設準備

施設に参集し開設及び開設準備の支援

各地区現場本部からの避難場所開設状況報告を受ける。

避難場所準備完了報告を受けたら、災害対策本部に開設状況を報告(様式1)

各地区現場本部へ準備完了報告(電話)

避難者受入開始

避難者受入の支援

避難者数及び混雑情報を取りまとめ、教育委員会、コールセンターと情報共有

定時報告を受けたら災害対策本部に報告(様式1)

定時報告(電話)

避難勧告・避難指示
必要に応じて避難場所追加開設の決定(職員メールで連絡)

※追加開設についても、開設までの手順と同じ

避難所閉鎖の検討及び判断

避難場所閉鎖の決定
(職員メールで連絡)

市民への避難場所閉鎖の周知

避難場所閉鎖完了報告とりまとめの準備

避難者への避難場所閉鎖の周知
市民への避難場所閉鎖の周知完了後、閉鎖作業開始

避難者への避難場所閉鎖の周知の支援
閉鎖作業の支援

各地区現場本部からの避難場所閉鎖状況報告を受ける。
※施設管理者が避難場所に不在の場合は、施設管理者に報告

各避難場所の閉鎖時刻を取りまとめ災害対策本部に報告【様式1】
※施設管理者が不在の場合は、その旨も報告

閉鎖作業完了後、各地区現場本部及び施設管理者に報告
※施設管理者が不在の場合は、その旨も報告

●警報・注意報の解除

レベル 1 ●早期注意情報(警報級の可能性)

レベル 2 ●大雨注意報・洪水注意報

レベル 3 ●大雨警報(浸水害)・大雨警報(土砂災害)・洪水警報

レベル 4 ●土砂災害警戒情報

レベル 5 ●大雨特別警報

【様式 1】

避難場所状況報告書（開設・閉鎖状況・定時報告）

避難場所名			
避難場所報告者		報告日時	月 日 時 分
現場本部報告者		報告日時	月 日 時 分

※以下の報告に☑を入れ、該当する箇所のみ記入すること。

☐ 開設状況報告 ・ ☐ 閉鎖状況報告

開設準備・閉鎖完了日時	月 日 時 分			
参集した避難所対応員	所属		氏名	
参集した施設管理者	役職		氏名	
その他参集者	所属		氏名	
避難所 連絡手段	TEL :		FAX :	
その他				

☐ 定時報告（ ____月 ____日 ____時時点）

避難世帯	世帯	避難人数	人
混雑具合	新たな受入不可 ・ 混雑 ・ 余裕あり ・ 空き		
体調不良者	有・無	必要な資機材	
その他支援を要する事項（具体的に箇条書き）			

※この報告書は各地区現場本部が避難所対応員から聞き取った内容を記載し、災害対策本部に送付してください。

避難者受付簿

【様式2】

No.	代表者氏名	世帯数	人数	住所	携帯電話番号	要配慮者	その他 ペット 車（車種、色、ナンバー）	入所日時
								退所日時
例	入間 太郎	2	4	入間市豊岡1-16-1	090-xxxx -xxxx	有	猫1匹 プリウス白xx-xx	1日18時55分
								2日 9時00分
								日 時 分
								日 時 分
								日 時 分
								日 時 分
								日 時 分
								日 時 分
								日 時 分
								日 時 分
								日 時 分
								日 時 分
								日 時 分
								日 時 分
								日 時 分
								日 時 分

※避難されたグループごとに代表者の方がご記入ください。

避難者人数一覧

【様式 3-1】

地区	施設名	開設	開設準備完了時刻	閉鎖時刻	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時
豊岡	高倉公民館	①																									
	扇町屋公民館	①																									
	黒須公民館	①																									
	豊岡小学校	②																									
	高倉小学校	②																									
	市民体育館	②																									
	扇小学校	③																									
	豊岡高等学校	③																									
	豊岡中学校	③																									
	向原中学校	③																									
	久保稲荷公民館	③																									
	産業文化センター	③																									
	武道館	③																									
東金子	東金子公民館	①																									
	東金子小学校	②																									
	新久小学校	②																									
	東金子中学校	②																									
	東金子地区体育館	③																									
金子	金子公民館	①																									
	埼玉県茶業研究所	②																									

避難者人数一覧

【様式 3-2】

地区	施設名	開設	開設準備完了時刻	閉鎖時刻	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時
宮 寺 二 本 木	宮寺公民館	①																									
	二本木公民館	①																									
	狭山小学校	②																									
	宮寺小学校	③																									
	武蔵中学校	③																									
藤 沢	藤沢公民館	①																									
	東藤沢公民館	①																									
	藤の台公民館	①																									
	藤沢小学校	②																									
	藤沢南小学校	②																									
	藤沢東小学校	②																									
	藤沢北小学校	②																									
	藤沢中学校	③																									
西 武	西武中学校	①																									
	野田中学校	①																									
	西武地区体育館	②																									
	西武公民館	③																									
	仏子小学校	③																									
	西武小学校	③																									